



川崎市(環境局)

九都県市同時発表

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、  
川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

## ～九都県市連携企画～

新たに制作した啓発動画により、事業者への「プラスチックごみの分別啓発」を共同で実施

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）

プラスチックごみは、家庭では「プラスチック資源（※）」、事業者は「廃プラスチック類」としての分別が必要です。

しかし、事業者による分別がなされず、燃やすごみの中に産業廃棄物である「廃プラスチック類」が混入され、市の焼却工場で焼却処分されてしまうケースが多く、事業者の分別意識を高めることは各都市の共通の課題です。

そこで、「九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会」では、事業活動に伴い発生するプラスチックごみの分別を促進することを目的に、「正しい処理方法」や「違反時の罰則」について分かりやすく解説する事業者向けの動画を制作しました。この動画は、今後は各都市で配信を行い、勤務先でのプラスチックごみの分別の必要性などを広く伝えていきます。

今後も、九都県市が連携して、事業系ごみの分別徹底に向けた取組を進めるなど、脱炭素化に向けた取組を推進していきます。

（※）川崎市の分類。自治体によって分別方法・名称は異なります。



## 連携企画の内容

九都県市共同で啓発動画を作成。各地域で同一内容の動画を配信することで、広く訴求していきます。

### <1>動画配信先

■九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会 HP

<https://www.re-square.jp/jigyou/tekisei/>

■YouTube 公式チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCwXP0QToMiuCqIYPiq5m-HQ>

### <2>配信期間

令和7年12月1日～（配信中）

### <3>主な対象者・動画内容

オフィスに勤める人や飲食店等の事業者向けに、仕事場や外出先では家庭とは異なる分別ルールがあることなどを認識していただくために作成。親しみやすい内容としています。



事業者が排出するプラスチックは  
産業廃棄物となります。

違反時には罰則が適用

### 問合せ先

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課 木下  
電話番号 044-200-2592